

## 北海道ケアラー支援条例（仮称）素案 意見提出様式

氏名 (企業・団体名)	北海道社会福祉士会釧根地区支部
----------------	-----------------

該当の項番	ご意見
	<p>本条例の制定に賛同いたします。私たち社会福祉士は、日々のソーシャルワーク実践を通じた知見を踏まえ、次のとおり、意見等を述べさせていただきます。</p>
2 定義（1）	<p>① 養護者とは、高齢者虐待防止法では「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」と、障害者虐待防止法では「障害者を現に養護する人であって、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義するなど、「養護者」と定義するとともに、一般的には「介護者」という用語が定着しており、「ケアラー」との同異がわかりづらく、どのように整理をされるのか。</p>
2 定義（1）	<p>② ケアラーの定義によると、対象としては事由の如何に関わらず、子どもから高齢者をはじめ、親族、友人、知人はもちろんのこと、無償で日常生活上の世話という用語の定義からすると、民生委員児童委員、保護司や地域で声かけするボランティア、地域住民等も含まれるように読める。この結果として、誰もがケアラーであり、結果として誰がケアラーなのかがわかりづらく、どのように理解すればよいのか。</p>
2 定義（3）	<p>③ 「関係機関」の用語の定義はあるが、「事業者」と「関係機関」の違いがわからない。また、「支援団体」と「関係機関」の違いもわからない。例えば、私たちのような職能団体は、関係機関なのか、支援団体なのか、事業者なのかが不明である。</p>
3 基本理念（1）	<p>④ ケアラーの支援は、「将来にわたり自分らしく夢や希望を持って暮らすことができるように行わなければなりません」とあるが、複合的な課題を抱える世帯に関わると、同居している家族間の利害関係が一致しないこともある。例えば、在宅での生活に希望をもつ高齢者と、施設への入所を希望する高齢者との希望が一致しないこともある。用語の定義からすれば、どちらもケアラーとなる。</p> <p>また、虐待の場合においては、生命及び財産の保護の観点から分離しなければならないが、分離を希望しない養護者（保護者を含む）もケアラーであり、分離をしないことが希望の場合、基本理念に反することになるのではないかと危惧する。趣旨は理解できるが表現として整理が必要ではないか。</p>
3 基本理念（3）	<p>⑤ 「社会全体で支えるような」と表現があるが、その他の項目では「地域づくり」という用語が散見される。ここでいう社会とは、どの範囲を示し、地域づくりとは同義なのか、又は異なるものなのか。</p>
3 基本理念（4）	<p>⑥ ここでいう支援は、「ケアラーがケアを提供する対象者とその他のケアラーの家族に対する支援」とは、上記のとおり、ケアラーの範囲が広範であると認識するため、例えば、民生委員児童委員がケアラーに含まれるとすれば、支援する対象者（子ども・障害者・高齢者等）とケアラーである民生委員児童委員の家族に対する支援を一体的に行うことを義務化しているように読めるが、本来の趣旨と異なるのではないか。ケアラーである友人や知人の家族も支援の範囲に含まれるのか。</p>
3 基本理念（5）	<p>⑦ ここでいう「適切な教育の機会」とは具体的には、どのような機会を意味するのか。義務教育の範囲を捉えているのか、学校への通学の有無を捉えているのか、通学以外の家庭での学習を含むのかによって「適切な教育の機会」が異なり、支援のあり方も大きくかわる。義務教育の範囲であれば高校生は関係なくなり、学</p>

<p>3 基本理念（5）</p>	<p>校への通学の有無であれば家庭での学習や塾などは含まれない。家庭での学習までを含むのであれば、学校生活では見えない教育の機会を見立て、手立てを講じなければならない。支援のあり方が変わってくるのではないかと。</p> <p>⑧ ヤングケアラーの支援としては、教育も大切であるが、特に、ヤングケアラーに対する養育が重要であると考えられる。例えば、アルコール依存症の母親と二人暮らしのヤングケアラー、認知症高齢者とそのケアラーと3人暮らしをするヤングケアラーなどの個別の事例をみると、学校には通学して外形的には教育の機会は確保されているように見え、ヤングケアラー自身も自身のおかれている状況に無自覚であったりすると、家庭での生活基本的な生活習慣や態度が身につけていないか、生活に困窮していたりすると、進学できずに将来の夢や希望を諦めざるを得ない子どももいる。ケアラーの支援では、夢や希望を持って暮らすことが基本理念に掲げられている。ヤングケアラーの支援では、特に夢や希望を持って暮らすことができるように支援することが重要であるが、具体的には、どのような手立てが本条例を制定することにより考えられるのか。</p>
<p>6 事業者の役割（2）</p>	<p>⑨ 「従業員がケアラーである可能性を認識するとともに」とあり、大切な視点である。上記でも述べたとおり、「事業者」と「関係機関」、「事業者」と「支援機関」の違いが不明であるため、関係機関においても構成員がケアラーである可能性もあり、支援団体の構成員もケアラーである可能性もある。事業者のみ規定する理由と整理が必要ではないか。</p>
<p>10 ケアラーの支援に関する計画の策定（1）</p>	<p>⑩ 複合的な課題を抱える世帯における複数ケアラーとヤングケアラーの支援においては、複数のケアラー間の利害関係と、ヤングケアラーの最善の利益が必ずしも一致しない。親権者であるケアラーの利益が優先されがちである。そもそもヤングケアラーが支援を求めるとも限らない。声にならない声からニーズを把握し、複合的な課題を見立てるとともに、それらを言語化して説明し、関係する機関と連携しながらチームをつくながら、複数のケアラーとヤングケアラーとともに、複合的な課題を解決できるように取り組むことが重要である。そのような見立てから手立てまで、ソーシャルワークの視点が重要であり、担う人材としては、社会福祉士は有用であると考えており、活用を検討していただきたい。</p>
<p>10 ケアラーの支援に関する計画の策定（2）</p>	<p>⑪ 「自らの意見を表明する権利を行使する」とあるが、ここでいう意見を表明する権利とは、具体的には、どのようなことを指すのか。また、「支援に反映される環境」とは、具体的には、どのような環境を想定しているのか。</p>

# 北海道ケアラー支援条例（仮称）素案

## I 総 則

### 1 目的

この条例は、ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民、事業者、関係機関及び支援団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み将来にわたり自分らしく夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

### 2 定義

次に掲げるもののほか、必要な用語を定義します。

- (1) ケアラー 高齢、障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいいます。
- (2) ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者をいいます。
- (3) 関係機関 介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行う機関をいいます。

### 3 基本理念

- (1) ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重されるとともに、周囲から大切にされ、社会から孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり自分らしく夢や希望を持って暮らすことができるように行われなければなりません。
- (2) ケアラーの支援は、ケアラーの年齢、置かれている状況等に応じて適切に行われなければなりません。
- (3) ケアラーの支援は、道、市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体が相互に連携を図りながら、ケアラーを社会全体で支えるよう取り組まれなければなりません。
- (4) ケアラーの支援は、ケアラーが介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者及びその他のケアラーの家族に対する支援と一体的に行われなければなりません。
- (5) ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラー本人の意向を踏まえた上で適切に行われるとともに、子どもの権利及び利益が最大限に尊重され、心身ともに健やかに育成され、適切な教育の機会が確保されるように行われなければなりません。

#### 4 道の責務

- (1) 道は、基本理念にのっとり、本道の特性及び地域の実情に応じたケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有します。
- (2) 道は、ケアラーの支援を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村がその地域の特性及び実情に応じ、この条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう、市町村に対して助言その他の必要な支援を行います。
- (3) 道は、ケアラーの支援に関する施策の実施に当たっては、市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体と相互に連携を図るものとします。

#### 5 道民の役割

- (1) 道民は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラーの支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが安心して暮らすことができる地域づくりに努めるものとします。
- (2) 道民は、ケアラーの支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、関係機関及び支援団体の活動に協力するよう努めるものとします。

#### 6 事業者の役割

- (1) 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラーの支援の必要性についての理解を深め、ケアラーの支援に関する道及び市町村の施策並びに他の事業者、関係機関及び支援団体の活動に協力するよう努めるものとします。
- (2) 事業者は、従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、ケアラーである従業員に対しては、当該従業員の意向を尊重しつつその勤務の体制を定めるに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとします。

#### 7 関係機関の役割

- (1) 関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラーの支援の必要性についての理解を深め、ケアラーの支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、他の関係機関及び支援団体の活動に積極的に協力するよう努めるものとします。
- (2) 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識するとともに、ケアラーに関わる時は、当該ケアラーの意向を尊重しつつその健康状態、生活環境等について確認し、支援の必要性の把握に努めるものとします。
- (3) 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、他の関係機関への取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとします。

## 8 ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関の役割

- (1) ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関は、7の(1)及び(2)に記載のほか、ヤングケアラーに関わる時は、当該ヤングケアラーの教育の機会の確保の状況について確認し、支援の必要性の把握に努めるものとします。
- (2) ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関は、7の(3)に記載のほか、支援を必要とするヤングケアラーからの教育及び福祉に関する相談に応じるよう努めるものとします。

## 9 支援団体の役割

支援団体は、基本理念にのっとり、適切かつ効果的なケアラーの支援を行うよう努めるとともに、ケアラーの支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、関係機関及び他の支援団体の活動に協力するよう努めるものとします。

## II 基本的施策

### 10 ケアラーの支援に関する計画の策定

- (1) 知事は、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「計画」という。）を定めるものとします。
- (2) 計画は、ケアラーの支援に関する施策の基本的事項について定めるものとします。
- (3) 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとします。
- (4) 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとします。

### 11 普及啓発の促進等

道は、ケアラーが自らの置かれている状況について正しく理解した上で必要な支援を求めることができるようにするため、市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体に対する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとします。

### 12 ケアラーの早期発見及び相談の場の確保

- (1) 道は、ケアラーの早期発見に向けて、市町村、関係機関及び支援団体間における情報の共有、学校及び地域における気づき、ケアラーからの相談に応じる人材の育成並びに市町村及び関係機関が緊密に連携しケアラーが相談することができる場の確保を促進するために必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 道は、ヤングケアラーが自らの意見を表明する権利を行使することができ、かつ、その意見が適切に支援に反映される環境の整備に努めるものとします。

### 13 ケアラーを支援するための地域づくり

道は、公的サービスの効果的な活用を促進するとともに、ケアラーと地域住民が一体となってケアラーが安心して暮らすことができる地域づくりを推進するために必要な措置を講ずるものとします。

### 14 推進体制の整備

道は、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとします。

### 15 財政上の措置

道は、ケアラーの支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。